

中野区教育委員会会議録 平成25年第7回定例会

○開会日 平成25年2月22日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時03分

○閉 会 午前 11時10分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
教育長	田 辺 裕 子

○傍聴者数 14人

○議事日程

〔報告事項〕

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

①陳情書の受理について（子ども教育経営担当）

②平成24年度いじめの対応状況について（指導室長）

中野区 教育委員会  
第7回定例会  
(平成25年2月22日)

午前10時03分開会

高木委員長

おはようございます。

教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、田辺教育長にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

<配付資料について>

高木委員長

ここで傍聴の方にお知らせいたします。

本日の事務局報告事項の2番目、「平成24年度いじめの対応状況について」は、区議会への報告前の資料となりますので、後ほど回収させていただくこととします。傍聴の方は、ご退場の際に事務局へ資料の返却をお願いいたします。

<報告事項>

高木委員長

それでは、報告事項です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、2月15日の第6回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告いたします。

2月15日金曜日、「学校教育向上事業」研究指定校研究報告会、中野区立第二中学校。私が出席いたしました。

あと、2月21日木曜日、22日金曜日、子どもの小学校の立ち番で、アポロ園の前で2日間、「みどりのおじさん」をやりました。

私からは以上です。

それでは、大島委員、お願いいたします。

大島委員

今週は特にございませぬ。

高木委員長

山田委員、お願いいたします。

山田委員

私は、昨日、東京都医師会の学校医会の会議がありましたので、出席いたしました。その中で、前日も飛鳥馬委員からご質問がありましたけれども、風疹が30代の男性にかなりふえているということでもあります。もう一つ、7年前にブレイクしました麻疹ですけれども、国は麻疹排除を目的として、5年間の時限立法で、麻疹風疹混合ワクチンというものの3期（中学校1年生相当）、4期（高校3年生相当）に対する接種を5年間ということに義務づけたわけですが、その期限がことしの3月31日までです。本来は、接種率95%以上を目指すというのがWHOの指標でしたけれども、残念ながら、なかなかそこまでは達してしない。特に東京、大阪の接種率については、特に高校3年生の接種率は70%を切る現状であります。ということで、東京都の教育庁のほうからも、ぜひ3月までの間に接種を完了していただいて、大学などでの麻疹のブレイクを防げるように。一方では、女性に対しては、MRですので風疹のワクチンが入っておりますので、将来の先天性風疹の予防にもなりますので、ぜひその辺を喚起してもらいたいということの最終的な通告といえますか、そういったことがございました。

また、きのうは、東京都の養護教育研究会の会長がお見えになって——これは2,000人規模で養護教諭の皆さん方が集まって研究している会ということですが、その中でご発言がありましたのは、学校でのけがの対応に対して養護の先生は非常にご苦勞をなされているということです。私のように学校医をやっている者としては、何かあれば、学校医が後ろ盾になっていろいろ対応できればいいのですけれども、休診日もありますし、昼休みですとなかなかつながらない。私も含めて、多くの学校医は携帯の電話番号などを養護の先生にお教えして対応しているわけですが、かといって、自分が遠くにいることもあるということもあって、医療的なニーズに対して対応に困難さを感じているとか、もう一つは、保護者への連絡がなかなかうまくつきにくいということでご苦勞なされているということでの現場でのいろいろな悩みがございました。この辺は、学校医とうまく連携をとって、そのお子さんの安全に対してきちんとやるべきではないかということのお話をさせていただきました。

最後に、調布市の事件を受けて、アレルギー対応に対してぜひ学校医が中心になって取り組んでもらいたいということ。中野区では4月8日でしたか、教育委員会と中野区医師会の共催で、アレルギーを有する児に対する対応についての研修会を行うことにしてあり

ます。そんな中で、何校かの学校から「エピペンについての研修会をもう一度やってほしい」という旨のオファーが来ておりますので、これは学校医がきちんと受けて、教職員に対してきちんと指導するという方向で協力をお願いしたところであります。

もう1件ですけれども、昨日の夜、新宿のほうで会合がありました。「性差医療」というのはわかりますか。実は、女性と男性とでいろいろな疾病の構造に違いがあるということが最近わかってきています。例えば、今、話題の高脂血症、脂質代謝異常症なども、男性側のほうが脂質代謝異常症に対して弱いといえますか。要するに、基準値があるのですけれども、これは男女差があつてしかるべきだろうと。アメリカでのスタディなどを見ますとその基準値に違いがあるということで、指導が違ってきてもいいのではないかということ。男性は、今のメタボリックシンドロームに絡んで、肥満と高血圧と脂質代謝異常症と糖尿病。もちろん動脈硬化。この5大疾病が、動脈硬化症の病気、脳梗塞とか心筋梗塞を起こしやすいというリスクファクターになるのですけれども、女性の場合には、特に問題なのは喫煙と糖尿病ということで、脂質代謝異常症はグレードが低いということで、性差医学というのはこれから一つの話題になってきて、アメリカなどではそういった研究だとかが進められているということです。

学校の中で言えば、男児と女児とその成長・発育の違いもありますし、今の中学生女児に見られるようなやせ願望みたいなものも将来的には問題が来るだろうというようなことも踏まえて、これからそういった性差に対してのしっかりした医学、その辺も捉えていかなければいけないのかなという講演会でした。

私からは以上でございます。

高木委員長

飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

特にございません。

高木委員長

田辺教育長、お願いいたします。

田辺教育長

特にございません。

高木委員長

各委員からの以上の報告につきまして、補足、質問等、ご発言がありましたらお願いい

たします。

大島委員

今の山田委員のお話の中で、けがの対応というお話がありました。申しわけないのですが、私も不勉強で余り考えたことがなかったのですけれども、今の委員のお話で、学校医をされていると、養護の先生からの連絡などが来ることがあるというお話。それで、もし学校の中でけがをしたときの対応の体制というのは、例えば、いつも学校医の先生に連絡をとることになっているのかとか、こういう場合には学校医の先生にとるとか、救急車を呼ぶとか、いろいろあると思うのですけれども、その一般的な体制というのはどんなふうになっているのか、指導室長、わかる範囲で教えていただきたい。

指導室長

まず、けがに関しましては、一義的には養護教諭が対応します。それで、けがが大きい場合もあります。それから、歯が欠けるとか、目に何か入ったとかというようなナーバスなお話になると、基本的にはお医者さんを受診してもらうという方向でいきます。ですから、大きなけがの場合には救急車の要請もあります。

学校医の先生に相談するというのは、けがでは余りないのかなと思いますが、例えばインフルエンザだとか、先ほどの麻疹だとか風疹だとかがはやって、学級閉鎖等で判断に迷ったときには、必ずご相談申し上げる形になっているかと思います。

山田委員

補足しますけれども、もちろん救急を要するような場合には救急車対応になるかと思えます。それは第一義的にあるかと思えます。きのうのお話の中で、私たちの委員会には整形外科の先生もいらっしゃるのですけれども、学校でけがをしたとき、直ちに冷やすだとか固定するとかいうことは養護の先生はかなり研修を積んでいらっしゃる、かなりのことができていうことです。ただ、学校でできるのは救急処置であって、医学的なことについてはその後に近くの整形外科の先生をご受診いただくとか、その相談を学校医が受けることがあるということです。その状態だったら、放課後とか、その後すぐにとか、時間を区切って、どここの先生に連絡しておくから行ってみてくださいというような指示は出しています。ということでの連携ということではあります。

あと、問題なのは、けがならいいのですけれども、いわゆる第三者行為みたいなことが絡んでくると、医療費の面では保険というのが適用されないことがあって、その辺は取り扱いに苦慮することがあるということではあります。

高木委員長

山田委員のご発言の中で、調布市のアレルギーの事件のお話があったと思うのですね。あの事件があって、しばらくして、私の次男が通っている小学校でも、本校としてはこういう対応をしていますよというプリントが来まして、私も保護者としてちょっと安心したところはあるのですが、ただ、あの事件も、全体の枠組みとしては、一応アレルギーの対応の仕組みがあったと思うのですが、うまく機能しなくて、ちょっとした不注意といえますか、ほかの市なのでわかりませんが、重なってしまったのかなと思うのです。ちょうどこの4月からまた新しい子どもたちも入ってきますし、新学期になるので、区全体としてそういう一定の枠組みみたいなものはきちんと点検していく必要があると思います。もちろんやられていると思うのですけれども、事務局のほうでそこら辺をちょっとご説明いただけますでしょうか。

副参事（学校教育担当）

アレルギーの調布市の事故がございました直後に東京都からも通知があったのですけれども、私どものほうも給食の除去食の対応とかしておりますので、既にある手順とかを再度確認するとか強化するというですぐに通知を出しています。

それから、アレルギーの疾患について、学校のほうでお子さんの情報をどの程度まで持っていなければいけないかということについても、国のほうで一定示している管理表というのがあるのですけれども、その管理表に沿った情報を収集できているかというあたりも確認するというようなことで、学校に通知いたしました。

もう一つは、今回、調布市の中ではエピペンの対応が原因だったのですけれども、エピペンを打つタイミングとかというのは、一定の訓練とかをしていないと難しいということも言われていましたので、エピペンを所持するお子さんがいる学校については、そのエピペンの使い方について研修は行っていると思っていたのですけれども、そこは再度研修するなり確認ということを行いました。その研修のことがあったので、おそらく、学校医の先生と協力してということで、医師会にもご協力いただくというオファーが出たかと思えます。

今後については改めてご報告をさせていただきますけれども、国のほうで出している管理表というのを、学校医の先生とか医師会と連携しながら、学校の中でもう少しちゃんと活用できるというところで管理を徹底していけたらということで、今、最終的な調整をしているところです。



山田委員

2点ほどです。

食物アレルギーとか、喘息とか、アレルギーを有するお子さんの数がふえています。統計的な数字では、食物アレルギーについては3%前後と言われてはいますが、喘息については10%内外ということで、特に喘息などは日常茶飯事に私たちも診療していますし、学校医としても対応する。食物アレルギーで怖いのは、アナフィラキシーと言いまして、その場ですぐに意識を失って、血圧が下がって心肺停止するというような病態が起こり得るのです。中野区では、幼稚園・保育園のほうでもアレルギー対応というもののマニュアルがある程度確立されていまして、かかりつけ医がその用紙を提出することで情報を共有して園での対応をしていく。その延長上で、学校に入るときも、保護者からの保健調査票の中に、例えば、「この子は卵白がだめです」とかということが保護者からしっかりと連絡が来ていて、それを私たちが健診のときに必ず目にして、みんなでチェックして、担任の先生にもきちんとその情報を伝えます。ただ、それが余り過度になりますと、すごいアレルギーの数になってしまっていることも現実起きています。ある学校では50人のうち30人ぐらいがアレルギーを持っているということになってしまうと、除去食とか代替食についても厳しい状況になってくる。そのこともあって、4年ほど前に文部科学省から出されている学校生活管理指導表、学校でアレルギーの対応を希望する保護者は、その用紙を提出して、学校に対してその用紙を通じて「配慮してください」ということを申し出るという制度があるので、それをもう一度徹底していきたいということ。次年度それをしっかりやりましょうということが今度の研修会での一つの目標です。

もう一つは、エピペンというのは、アナフィラキシーが起きたときのショックに対して一義的に使います。エピペンですから、エピネフリン、アドレナリンが入っているペンタイプの注射器です。これはかかりつけの小児科医が処方できて、大体2年間ぐらい有効なのですけれども、着衣の上からそのまま打てるようになっていまして。一種の医療的な医薬品なのです。いろいろと法律もあるのですけれども、救急対応としては、それは研修を受けた教職員であれば使っていいということが文部科学省から出ていまして、その研修をもう1回やろうと。調布市の事件は、その子はまさしくエピペンを持っていたのですが、本人がアナフィラキシーを起こした後で「大丈夫だよ」という一言があつてしまったので、その接種が少しおくれたということをお聞きしております。詳しいことは、今捜査中なのでそれ以上言えませんが、ですから、エピペンを持っている子どもが登校している

この情報をしっかりつかんで、そのときには、該当する学校の教職員の皆さんは情報を共有して、この子に対してきちんと対応しようということの研修会を行うということになります。

以上です。

飛鳥馬委員

今の給食のアレルギーのことは、対応が難しいことがたくさんあるのかなと思うのですが、昨日でしょうか、テレビでかなり丁寧に時系列でこの事件を扱っていました。見たのですが、今、山田委員が言われたように、生徒が食べて、ちょっと気分が悪くなって——テレビの映像ですので、それがそのとおりかどうかちょっとわかりませんが、信じれば、担任の先生が聞くのですね。エピペンを持っていて、「これを打つの？」と言うと、「打たなくていい」みたいな感じで断るという場面があるのですね。それからちょっとたったら、今度は「トイレに行きたい」と言うのでトイレに連れていくのです。トイレに連れて行って、便器に座らせている間にだんだん意識がなくなってくる。それで、大変だということで、養護の先生とかに連絡して来てもらったり、養護の先生もちょっと手に負えないので校長先生が来てという、そういう対応をしているのですね。そういう対応をしている間に既に三十数分たってしまう。そのときにはもうかなり重症になっているということなのです。テレビどおりですと。ですから、いかに早く対応するかという時間的なこと。子どもは5年生ですから、「打たなくていい」とか言える時期ですが、それでも打つかどうかというのは、さっき学校教育担当副参事が言ったように、難しいと思うのですね。そういう非常に難しいところがある。そういうテレビを見ながら、きのう、うちで女房とちょっと話していたのですけれども、「担任の先生だけじゃだめだよ。学校全体の先生が一人一人確実に知っていないとだめだよ」と。何でかと言うと、「担任の先生が出張でいないときに給食にかわりの先生が行く、担任の先生がちょっと用事があったり、病気で休まれるときに別の先生が行くということがあり得る」と女房が言うのです。それはそうですよね。そうすると、担任とか学年ではなくて、学校全体で一人一人の細かい情報がわかっていないとなかなか対応できないということをきのうちょっと考えました。

つまり、結論的には、中野区でそういうことを起こさないためには、この事例、経験を現場でいかに生かすことができるかということだろうと思いますので、事務局含めてそういうことを考えて、早急に対応する必要があるのかなと思います。

以上です。

## 教育長

調布市の事故が起こってから教育委員会としてとった対応については、ご報告が遅くなって申しわけないのですが、今、副参事からお話ししたような対応をとらせていただいています。今、エピペンを所持しているお子さんは、小学校だけで9人いらっしゃって、在籍しているのは5校ということです。その学校を中心に、今お話ししたような研修をしたり、全校に向けて研修をさせるということでやらせていただいているのです。飛鳥馬委員がおっしゃったように、学校全体の問題として取り組まないと、危機管理というか、リスクマネジメントをきちんとやっていかなければいけないということです。医師会ともご相談させていただいて、文部科学省で指導管理表を使うということで前に通知は来ているのですが、改めてそれを徹底させる。それだけではないと思いますけれども、それと検証を徹底させるということで体制をとっていきたいと思いますので、改めてその対応について次回以降ご報告をさせていただきます。

## 大島委員

私は、今のお話を伺いながら、エピペンというのを打とうということを決める権限というのですか。もちろん本人が「打つ」というのはもちろんいいのでしょうか。私もきのうのテレビ番組を見ていました。さっきの話のように、担任の先生が「打つのか」と聞いたときに本人が「いいよ」と断ったというような報道でしたけれども、もしそうだとすると、それにもかかわらず——さっきの山田委員のお話で、例えば、緊急の場合には担任の先生も打ってもいいということになっているというお話ですが、打つ権限があるのかどうか。最終判断をする権限は誰にあるのか。また、逆に言うと、担任の先生は打つ義務があったのだろうか。つまり、法的な責任ということにも結びつくわけですが、担任の先生は打たなかった、あるいは本人が「いいよ」と断っているのに自分の判断として打つ義務があってそれを怠ったということになるのか。その辺の権限と義務ということについてはどうなのでしょう。今はっきりしているのでしょうか。

## 高木委員長

山田委員、お願いします。

## 山田委員

アレルギーを有する児への対応という本を出したのが日本学校保健会で、私はその仕事にかかわっていたのですが、国のほうの通達の中では、エピペンを有する子に対して、そのエピペンを打つのは一義的にはご本人なのですね。ご本人が「打ってくれ」と。

しかしながら、本人が打つ状態でなくなった場合には、研修を受けた教職員などがエピペンを打つことができるという「キャン・ドウ」ですね。「ハフ・トウ」ではありません。

「なければいけない」ではなくて「打つことができる」。ですから、我々、ドクターという有資格者はその判断ができるかもしれませんが、そうでない皆さん方にどの時点で誰の権限というのは難しい話かもしれませんが、「打つことができる」となっていますので、飛鳥馬委員がおっしゃったように、お一人ではなかなか難しいかもしれません。でも、何人かの先生が、この状態であれば打ったほうがいだろうという判断であれば打つようにしなければいけないというように思っています。その辺の判断が非常に難しい。例えば、どの時点で打つかというのはなかなか難しいですね。アナフィラキシーというものの病態、その判断が難しいかもしれません。意識がだんだん薄らいだとか、呼吸の状態が非常に浅くなっているとか、顔色が真っ白になっているとか、いろいろな状況があると思いますけれども、おそらく呼吸状態が悪化した場合には打たざるを得ない状況になってくるだろうという判断をきちんとするために研修をしていくということになるかなと思います。

反復する行為を医療行為と言いますので、一義的にやる行為は医療行為に当たらないということで、民法の解釈も、緊急の場合には医療行為に当たらないという解釈をされているという通達を文部科学省が出しております。

大島委員

権限があるというお話はよくわかりました。では、義務があるのかということになると、これまたすごく難しく、今ここで軽々しく言えることではないと思うので、結論は今ここではいいのですけれども、法的な責任ということにもつながってくるし、担任の先生にどこまでの責任があるかというようなことを考えると難しいなと思いました。もしかして、教育行政、あるいは教育関係者の間ではまだそういうことに対する固定的な見解というのができていないということなのですか。

副参事（学校教育担当）

先ほど管理指導表の活用を徹底していくということをお伝えしたのですが、管理指導表をつくるに当たっては、主治医の先生から医療的な部分を書いていただくところもあるのですが、親御さんが対応を求めた際に、学校とどこでどう対応するかという、そのエピペンを打つタイミング等も、医師の情報と親御さんとお子さんご本人と学校とがどれだけ共通に理解しながら対応できるかというところが一つキーになるということで、この

管理指導表という仕組みを国も提示しているので、それをどれだけ学校の中で有効にできるかということ。そこは担任の先生の判断だけではなくて、親御さんと医師と具体的に、この子の場合どこの症状で使っていくかというあたりを、学校も情報を得ながら対応していますけれども、今後そこがどれだけきっちりできるかというところになるのかなということで、研修とあわせてその辺を徹底できたらということで、今進めています。

山田委員

参考になるかどうかわかりませんが、エピペンというのはもともとはアメリカで開発された薬でして、スズメバチに刺されたときに死亡例がありますよね。それに対応するための薬として登場したのですね。もう2年ぐらい前からですか、救急隊員はエピペンを保持しています。救急隊員は研修を受けていますので、独自の判断で打つことができる。それも医行為ではないということの理解です。参考までに。

大島委員

今の学校教育担当副参事のお話にあったような管理表というようなものも十分活用して、ともかく後から責任がどうだというような問題を議論するよりも、そういうことが起きないように関係者がみんな連携して、なるべく情報を共有してやっていくことが大事だと思うので、きめ細かい対応をこれからも学校とも連携しながらやっていただきたいと思います。

高木委員長

ほかにご発言がないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

高木委員長

事務局報告事項の1番目、「陳情書の受理について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

お手元に配付の資料のとおり、陳情書が1件提出され、本年2月19日付で受理しましたので、ご報告をいたします。

陳情の趣旨は、「区議会で採択された請願に示されている区民の意志を尊重し、学校における『常時国旗掲揚』を指示強制して下さい」というものでございます。

理由は、資料に記載のとおりでございます。

なお、この陳情の取り扱いでございますが、教育委員会規則で、教育委員会は迅速かつ慎重に検討して、その結果を通知すると規定されてございますので、次回以降、しかるべ

き時期にご協議をいただき、陳情者に協議の結果を通知するという取り扱いになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

高木委員長

質問がありましたらお願いいいたします。

大島委員

確認です。

陳情については教育委員会から回答する必要があると思うのですが、その回答期限というのは、特に何かで決められているということはないのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

回答期限は決められてございませんが、迅速かつ慎重に検討して回答するという規定になってございます。

高木委員長

本件の受理は2月19日で、受け付けてすぐですので、今、事務局から報告がありましたように、次回以降の教育委員会で日程を調整して協議していきたいと思っております。

それでは、事務局報告事項の2番目、「平成24年度いじめの対応状況について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、お手元の資料に従いまして、「平成24年度いじめの対応状況について」、ご報告をいたします。

既にご案内のように、7月に東京都教育委員会のほうから、いじめの実態調査、子どもたちに対するアンケート調査が実施されました。その結果につきましては、以前のこの委員会でもご報告をしているところですが、中野区では、10月、12月、2月という形で独自のいじめ調査を実施しております。その結果についてあわせてご報告いたしたいと思っております。

まず、(1)のほうは、東京都が7月の段階で実施したときのいじめの調査結果であります。そこにありますように、小学校では、いじめ及びいじめの疑いも含めた件数が55件、中学校では54件ございました。これに対して学校が対応しましたところ、そのうち解決に至ったものが、小学校では36件、中学校では40件、一部解決したが継続して見守っているというものが小学校で19件、中学校で14件ございます。

この後、10月の段階で区の独自調査を実施しました。区の調査は、児童・生徒へのアン

ケート調査に加えて保護者にもアンケート調査を実施してございます。その結果が、疑いも含めた件数が小学校で120件、中学校で97件ございました。これの解決に至った件数なのですが、小学校で103件、中学校で81件ということで、現在継続としているものが、小・中学校両方とも17件という形になっています。10月の件数が非常に大きい数字だというふうにお感じになるところもあるかもしれませんが、この解決をした件数を見ていただきますと、小学校、中学校、それぞれ85%前後の解決の件数であります。

中身を詳しく見ていきますと、いじめに当たらないものもかなり含まれておりました。一定の人間関係でのトラブルも、子どもとしては先生に助けてほしいというようなことで、いじめという形でアンケート調査に答えているものもあったかと思えます。教員のほうには、それだけ子どもたちが先生たちを頼りにしているあらわれだということで丁寧に対応してくださいというようなことをお話ししております。

具体的にどういう対応をしたかということで、2番目の(1)にございますが、個別の面談、場合によっては保護者にも入っていただいて、家庭での子どもの様子なども含めた聞き取りを行って対応してもらっております。12月の終わりの段階で、まだ17件、17件というふうな未解決の部分もございますし、また、新たに発生してくるものも当然考えられますので、これについては2月に再度追跡調査を実施する中で、必要に応じた対応をしていきたいと考えております。

報告は以上です。

高木委員長

質問がありましたらお願いいたします。

山田委員

解決したということは、何をもって解決したというのか、教えていただけますか。

指導室長

当然、教師が入って、子どもたちと話し合いをして対応していくのですが、その後、教員の目で、例えば〇〇君という子のケースであれば、その子に対して注視していますので、それは教員の見立てというか、見取りという形になります。

大島委員

この中で、特に深刻だとか、特にひどいとか、そういう例というのはあったのでしょうか。

指導室長

深刻と言え、全てといたしますか、いじめだと思われるものについてはきちんと受けとめて対応しなければいけないと思いますが、例えば、小学校の男の子の例ですが、クラスの中で悪口を言われるというケースがありました。たくさん子どもから言われて、子どもとしては、「学校に行きたくない」という形で保護者や担任に訴えたケースがあります。言っているほうはそれほど深刻に言っているつもりはないのですけれども、受け取る側にとってはそれがとても苦痛に感じる場合があります。そのことがわかったので、これは保護者にも入っていただいて、言われた子だけではなくて、言った側のお子さんの保護者にも、こういうケースでこういうことがあったのだということで、家庭でもそういうことは注意してくださいねというようなことも含めて対応して、幸いなことに、この学級でそのお子さんも頑張るということで、現在、普通に登校しているケースがあります。

あと、中学校では、最近、インターネット絡みのメールというのですか、そういうものもあります。これは深刻なケースではないのですが、たまたま中学校のあるお子さんが友達にメールを送ったのですが、一斉送信という形でほかのお子さんにも送ってしまったのですね。受け取ったほうは、何だ、これはということで、返信をするときに、ちょっといたずら心でメールを出したのですね。もらったほうは、急に見ず知らずの人間から来てしまったのでとても怖くなって、実は警察に相談に行ったのですね。それを担任に相談して、ただ単に誤送信がもとだということがわかりまして、これも大事には至っていないのですけれども、もらったほうはとても不安に思って、警察に相談に行くというようなケースもありました。

飛鳥馬委員

基本的なこの件数の出し方なのですけれども、いじめのアンケートをとりますよね。それは、本人の申告でしょうか。あるいは保護者も含まれているのでしょうかというのが1点。

もう1点は、これだけ出て、「一部解決したが継続中」ということもあるのですが、担任はどのくらいわかっていたのか、あるいはアンケートをとる前から対応していたか、その辺がちょっとわかりましたら教えてください。

指導室長

まず一つ目のご質問で、本人だけなのか、保護者も含めてなのかということなのですが、区の独自調査、10月に実施しているものは、先ほど申し上げたように、保護者にもアンケートをとりますので、保護者からの訴えといたしますか、情報も入ります。都の調査は子ど



もだけが対象になっていますから、それは子どもの申告に基づいたものとなります。

そのうち担任が事前にどれほど把握していたかについての数値的なデータはございませんので、それについては何%ぐらいかということはちょっと申し上げられません。

大島委員

先ほどの「ひどい事例はどうでしょうか」というご質問で、お答えいただいたので、そこに出てこなかったのが、多分ないのかなと思うのですが、いわゆる暴力を振るわれたというような、暴行とか傷害だみたいなものは、今回わかった中にはなかったということではよろしいのでしょうか。

指導室長

私ども、小学校、中学校、それぞれカテゴリー別に分析しているのですが、例えば小学校で一番多いのが悪口なのですね。暴力もほぼ同じぐらいあります。ただ、その暴力も、たたくとか、背中をぶつとか、蹴るとかというようなものなのですね。例えば病院にお世話にならなければいけないような傷害に当たるほどの大きなものは、小学校では全くございません。同じく中学校も、病院に行くようなけがということは発生していません。中学校の傾向としては、暴力が減ってきまして、悪口が圧倒的に多くなるという形になります。

山田委員

学校は基本的に楽しくなければいけないと思うのですけれども、友人関係のトラブルの中で学校が楽しくなくなってしまうといったケースも、拾い上げていけば、いじめが背景にあったこともあるのではないかなと。その究極的なところは不登校だと思うのですね。自分で行きたいのだけれどもということ、特に小学校の高学年ぐらいから中学生になってくると、不登校に陥った方たちの幾つかの要因の中には、学校でのいじめというのが背景にはあるように思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

指導室長

中野区では、不登校になっているお子さんが通う場所として、フリーステップルームが2か所ございます。そのお子さんの不登校になった原因というのを調べているのですけれども、今、山田委員がおっしゃったように、いじめも含めて、人間関係というのが幾つかございます。

飛鳥馬委員

いじめの問題に直接関係があると言っていいのか、ないと言っていいのか、わかりませんが、ちょっと外れるかもしれませんが、指導室長に質問ということではなくて、こうい

う見方がありますが、どうでしょうかということでもちょっとお話ししたいと思います。ちょっと長くなるかもしれませんが。

先日、新聞を読んでいましたら、新聞の記事の中に、学校に「スクールカースト」という目に見えないカースト制度みたいなものがあるということです。私は、言葉として聞いたのは初めてなのです。これは、東京大学の大学院の博士課程に在学している方が本を書いて、そして、今、大分話題になりかけているということのようなのです。そして、小学生は少ないかもしれませんが、中学とか高校にいるとかなりはっきりわかると。何をおっしゃっているかという、カースト制、身分制みたいなものですが、クラスの中に高い順から、「ギャル」「普通」「地味」と。さらに、「上」とか「下」とかいうグループがあって、固まって何かをやる。何が問題なのかという、上位の「ギャル」と言われるような子どもたちの特色は何かという、にぎやかで、明るくて、気が強い。自己主張が非常に強い。だけれども、異性の評価が高い。それで、行事とかが大変好きなので、いろいろな行事がありますけれども、行事をやる場合にほかの生徒に執拗に強要するといいますか、リーダーシップみたいなものを発揮するというか、そういう雰囲気がある。ただそれだけならそういうクラスかということはあるわけですが、そういう「ギャル」とか「上位」とか言われている子どもたちは、学級の中でやりたい放題といいますか。だから、席がえをしても、自分の座りたいところへ座って通してしまう。ほかの子、「下」の子どもたちは文句も言えない。それがずっとあるということです。クラスがえをしても、学校全体にそういう雰囲気があったりすると余り意味がない。

ちょっと長くなって申しわけないのですが、もう一度スクールカーストの特徴というのを申し上げると、小学校では個人の人間の個人間の差だけれども、中学校や高校ではグループ間の差になってくると言っているのです。それから、上位グループは異性からの評価が高く、にぎやかで気が強くて、学校生活を有利に過ごせる。上位グループは結束力があって、クラスに影響力がある。下のグループから恐れられている。その差は固定され、努力ではなかなか変えられないというのが特色だそうです。

そういえば、そういうのがあるのか、思い当たることがないこともないのですけれども、これを書いている人は、いじめとは違うのだけれども、そういう何か。もうちょっと具体的に、この上位の生徒は下位の生徒に理不尽な、たとえば上履きを投げつけるとか、「おまえ、うざい」とか、それくらいのことは平気で言う。投げつけられたらいじめなのか、「おまえ、うざい」と言われたらいじめなのか、非常に難しいところがあるのです。だ

けれども、雰囲気としてそういうのがあるという。

これは、子どもたちの集団の性格というのですか、性質に問題があるのかもしれませんが。こういうのがなくなればいじめもないのかもしれない。これが助長すればもちろんいじめになってくる。グループごとになっていく。

もう一つ、この方が注目しているのは何かというと、担任の先生なり何なりがそういうのをどう捉えているかという視点があるのですね。全ての先生がそうではないのですが、先生の中には、そういうギャルとか、気が強い子というのは、生きる力があるのだとか、積極性があるのだとか、リーダーシップがとれるのだとか、そういうふうにプラスの面で捉える先生もいると。実際にクラス担任の先生だったりすると、その子たちを全く無視すると学級経営が成り立たなくなる。うまく使っていないと。それも一理あるのだらうと思うのですね。だから、非常に難しいものを含んだ問題なのです。人間社会ですから、上下関係とかいろいろあるとは思いますが、実際に中学生ぐらいでこういう状況だったら、それをどう捉えて、担任の先生はどう指導しなければいけないのか。指導するとしたら難しいなと思うところもあるのですが、これはいじめにつながっているのかもしれないということで、今までに話したことがございませんし、私もこれほどきちっと捉えたことがないので。ということで、話題の提供ということだと思っておりますけれども。

先生が捉えていることをこの人なりに言うと、今の教育の中に「生きる力」とか「人間力」とか、余りわからないような抽象的な表現で言われている。それにこの子たちは該当するのかなと。昔で言えば、成績がいいとか、学級委員長をしているとか、けんかが強いとか、それが上位だったと思うのですけれども、そうではないということなのですね。そういう子どもたちの集団になってしまっている。

済みません。長いお話をしました。ご意見、何か考える節があったら。また煮詰めなければいけない課題かもしれませんけれども。

以上です。

高木委員長

『スクールカースト』は、私、先月ぐらいですか、出始めて、話題のところをもう既に読みました。大学院に在籍している方の研究の途中成果なので。ただ、非常におもしろい考察ですね。特に中学校、高校レベルですと、一軍、二軍、三軍という形で階層化が見られるのではないかという分析的な見解です。飛鳥馬委員から説明があったように、一軍というのは、従来のイメージですと、学級委員長さん。勉強もできて、スポーツもできて、

リーダーシップがあるという子。実は最近少ないですね。では、どういう生徒がそのクラスをリードしていくかという、同性も含めて、やはり異性に人気があるタイプが多い。それが是か非かは別として、そういう傾向がありますよということ。直接いじめのベースになっているかどうかは別として、そういうのが下敷きにあるということを理解していかないと、単に1対1のいじめではなくて、飛鳥馬委員から指摘があったように、グループ間のあつれき、そこで学生生活のプレッシャーが生じるというのが非常に大きな問題になっているという示唆ですね。

今月の頭ぐらいですか、短大に入ってくる学生で不登校になった方がいました。最近は大、短大でも不登校がいるのです。通信制高校さんとか、通信制高校のサポート校さんというところに何校か行かまして、そういう学校は、中学で不登校になった子が全日制の学校に行かないで直接行く場合と、全日制の学校に行きましたが、今指摘したようないろいろなプレッシャーがあつて退学したという子が行くケースがあるのですね。1時間ぐらいずつ各学校を回った話をして、「入ってくる子にどういう傾向がありますかね」と言ったときに、「ない」と。「高校を中途退学する、あるいはすぐ入ってくる生徒に対して、その原因的なものは一義的にはない。ただ言えることは、コミュニケーションが下手な子が多いですね」ということなのです。それは何校か回っただけで結論でもないのですけれども。

本学でも不登校になってしまった学生というのは、「お昼に誰も学食に誘ってくれなかった」と言って授業に来られなくなってしまった学生がいて、結局、それ以降、登校できずに退学してしまったり。――短大生ですよ。非常にナイーブなのですね。全体的に子どもたちはナイーブになっている。他人の目を非常に気にするというのがありますね。みんなで何かわーっとしようというのが少なく、小さなグループ、気のあったグループで行動する。逆に言うと、そういう所属グループがあれば学校生活がやっていけるのです。ですから、一軍、二軍、三軍と言われても、三軍の中で楽しくやっていけば、そこでグループ間のあつれきが少なければやっていけたりするのかなと。

我々の教育委員会は正式な訪問以外にも研究発表会で行ったり、学校公開も行っている。特に大津市の事件があつた以降は、うちは小学校の子どもがいるのですが、そこはちょっと置いておいて、意識的に区内の中学校を何校か見て回って、授業中は先生が見ていますから、特に休み時間を見るようにしているのですね。普通にいと普通のおじさんで、現役の保護者ですから、わからないですから見ていると、深刻な、いじめ的なものは、見た

範囲ではなかったかなと。ただ、全くないとは言えませんが。

いじめというのは、我々のスタンスとしては、児童・生徒がいじめと思ったら、広い意味でいじめと認定して、疑いを含めて対応していくという対応ですから。もちろん規範教育をしていって、そういうことがないようにしていくのが一番なのですが、同時に一定の感覚でスクリーニングをしていって、目の届かないところでやっていくという作業は、地道な作業ですが、すごく必要だと思います。

ゼロにするというのは目標ですが、なかなかないのです。ゼロになったと思った瞬間でそれが見えなくなっているわけですから、これは本区としてはずっと続けなければいけないと思っております。

話が先生の提言と違うところへ行ってしまうかもしれませんが。

指導室長

飛鳥馬委員からご意見を求められましたので、私なりの見解を示させていただきます。

まず、この新聞記事は私も読みました。人間力学についてこの大学院に在籍の方が分析されたなというふうな印象を持っています。今、委員長がおっしゃいましたが、研究途中のお話だと思いますので、ちょっと極端な例も含まれているかなというふうには感じました。例えば、リーダー的というか、その上位集団にあるお子さんたちが、「うざい」と言うとか、好き勝手をする、それは学校現場では絶対に許してはいけないだろうと。その子たちの存在は、当然、教員としては意識はしますが、きちんとした線引きをして、だめなものはだめとはっきり言うべきだろうと思います。

ただ1点、教員として陥りやすいことは、リーダー的なお子さんを学級経営の中で頼りにするのですね。リーダーとして全体を引っ張ってほしいというところで、どうしても甘くなってしまうというか、そういう部分があると思います。ですから、リーダーとしてその子たちがどうあるべきかというところは、学級担任なり、学年の先生たちがきちんと話をして、自分勝手なことをやったら、「それはリーダーとしてふさわしくないだろう」だとか、「全体のことを考えて初めてリーダーとしてふさわしいんだ」とかというところを個別に働きかけをして、子どもたちとキャッチボールしながら納得させて、真のリーダーとして育てていけばいいのであって、勝手にやってしまうとか、自分たちが無法地帯の感じでやっていくということは、それは譲ってはいけないだろうと考えます。

大島委員

飛鳥馬委員のお話に関連してなのですが、私の娘は、中高一貫の女子高に行って

いましたので、その話を聞いていますと、非常に思い当たるところもあるのです。カーストというところまで行っているとは思えないのですけれども、娘の話によりますと、まず一つは、女子というのはグループをつくるということですね。学校生活の中でも、グループに所属しているということが、学校生活を楽しく送る上で必須みたいなどころがある。お昼を一緒に食べるグループ。大体同じような仲間がいつも同じような場所に集まる。帰りも一緒に帰るとか。大から小グループ、いろいろあるらしいのですけれども、全然所属していないと非常に寂しいということにはなるということが一つ。

クラスの中でも、すごく目立つグループというのがあるらしいのですね。それは、さっき言ったように、割と派手で元気で、娘たちの学校の場合は、運動会系のクラブに属している人たちがそういう行動力があって、すごく目立って、教室の中でもにぎやかでと。そういう人たちが割とクラスの雰囲気をつまみ持っているみたいな。娘に言わせると、うるさいというようなことです。

ただ、娘の学校の場合、そういう人たちがほかの人たちをいじめたり、下に見たり、そこまでのところは話の中から感じませんでしたので、カーストがあるとまでは言えないのでしょうけれども、そういう目立つグループみたいなものが中心になっているということがあるということで、女子の共同体の特色みたいなことがすごくあるなど。

グループが集まるということ自体は、自然発生的に、気の合う人たちが一緒にというのは、悪いことでも何でもないので、そういうことを規制するということはそもそもできないことでもあると思うのですけれども、それと、さっき言った「うざい」とか、人を侮蔑するようなことを言ったりとか、それはまた全然別の問題だと思ひまして、そういう点に関しては、高木先生のお話にもありましたように、いじめの芽、初めですから、それはそれで教育的指導をしっかりとやらなければいけないというふうには思います。

山田委員

その「スクールカースト」という名前は私は初めて聞いたのですけれども、やはり大人社会の背中を見て育った子どもたちに起きているのではないかと思うのです。どこの会社であれ、グループ化もしてくるでしょうし、いろいろな団体でも、何人かが引っ張っていくようなことがある。今、そういう社会を子どもたちはいろいろな情報で目にしますので、そういったことで、目に見えているわけではないけれども、子どもたちもそういったグルーピングをしていくということはあるのではないかと思います。

それから、瀬戸内寂聴さんの本を読んでいて気がついたのですけれども、今の教育がど

んぐりの背比べの教育をしていると。ということは、「〇〇さんが塾に行くから私も塾に行く」と。平均的な生活を送っていないと、それから外れたときにいじめられてしまうということはあるのかなという気がしますね。その子のいいところを伸ばすような教育をしていくことが求められている。その裏腹の事象として起きているいじめが最近のいじめではないかなと思うのですね。

今、就活と称している男女の方たちを見ると、みんな同じ格好をしていますよね。華やかな衣装で就活に行く方は余りいませんよね。でも、昔は、個性を出してやったと思うのです。いつしかブラックスーツになりましたよね。そういうことだと思うのです。それは、本当は、国にとっては余りいいことではないのではないかなと思うのですね。

例えば、道に誰か倒れていても、救急車がそのうち来るだろうとかいうことで逃げてしまうとか、その場を過ぎ去ってしまう方たちも多くいらっしゃると思うのですけれども、そうでなくて、何かあったら手を差し伸べていくというような、要するに、みんなと違う行動ができるだけのものを育てていくのが「生きる力」ということだと思うのです。多分、どこかから外れてしまったことがその子のいい面を伸ばすことにつながるようにしていくことをしないと、いじめの解決にはなかなかならないのではないかな。それは、学校だけでなく、社会も家庭も、みんなでそういういい面を伸ばす、いいものを拾っていくとか、それに目をきちんと届けるということをやっていかなければいけないのではないかなということが一つ。

もう一つは、いじめにしても何にしても、教員だけで何とかするというのはこれから難しいのではないかなと思うのです。教員の方たちはいろいろなことをやらざるを得ない状況にあって、教員は生徒に向ける時間をもう少しとることを主眼とするためには、ほかの事務作業についてはサポートしていくようなことを考えて、学校という組織ではそういったことのマンパワーを少しつけていくことが、いじめだとか、ほかの対応も出てくるのではないかなと思います。

飛鳥馬委員

もう一言だけいいですか。

大分ご意見をいただいてありがとうございます。今のお話を聞きしていて、やはり人間は、二人寄ると、どちらかがよくしゃべって、どちらかが聞き役みたいなどころがありますよね。組織になれば、リーダーシップがとれる人と、とれない人とかそれに従う人、そういう集団があると思うのです。そういうふうに日常的に捉えればよろしいと思う

のですが、それにいじめがつながるかどうかというところが、山田委員が最初に言われたところの問題提起だと思いましたので、ちょっと申し上げたのです。

この著者の方は「今の教育の中に『人間力』とか『生きる力』とか、そういう抽象的なことで言っているけれども」と言っているわけですが、そういう面もありますね。ありますが、もうちょっと狭めて考えてみると、中野区も「子どもたちのコミュニケーション能力を育てましょう」ということをずっと何年もやっているわけですね。それが、今まで割と、「コミュニケーション能力は表現力ですよ」みたいな感じで捉えがちだったのかなと。つまり、「自己主張しなければだめですよ。日本人はしゃべらないから、外国へ行っても通用しないですよ。どんどん発信しましょう」みたいなところもあって、社会的にもそう言われているところもあるとは思うのです。それはそれで伸ばさなければいけない。いいと思うのですけれども、「自分が発信するだけでなく『聞く力』が大事ですよ」と最近言われ始めていますよね。私は、50%・50%でなくてもよろしいと思いますが、やはり発信。表現力プラス、そういう人たちも聞く力をつけなければいけない。そうすれば、学校でそういうところの教育ができるのかなと。ただ「表現力」ではなくて「聞く力」というふうにすると、そのギャルたちも「聞きなさい。それがコミュニケーション能力につながりますよ」というふうにつながっていくのかなと。

ちょっと思いつきで申しわけございませんが、以上です。

高木委員長

私、まだ読んでいませんけれども、『聞く力』というのがベストセラーになりましたが、確かにすごく重要だと思うのですね。私も授業でランダムに3、4人でグループワークをさせたのですが、短大でもやはり一軍的な男子学生がいて、自分の意見を言って、「こうだろう?」「こうだろう?」「こうだろう?」と言ってまとめてしまうのです。でも、グループワークなので、みんなの意見を引き出して、そこでディスカッションして決めていかないと、「腑に落ちない」ということを言っても、彼は、「何を言ってるんだ、この人」「学長、何言っているの?」「いいじゃん、みんな『それでいい』と言っているんだから」と。そういうところはやはりありますね。それは多分、そういう学生・生徒の生活をもしかすると高校で肯定されてきたのかもしれないですね。リーダーシップというのはいろいろなリーダーシップがあると思うのです。もちろん、会社ですと、決まったことは多少反対があってもやらないといけない。そこで反対が出てしまうとできない部分もあるのですが、その意見をつくっていく過程の中できちっとお互いの意見を聞く。そこで腑に



落ちさせるということができるようにしないと、やはり不満が出るというのはありますね。

ほかに報告事項はありますでしょうか。

事務局

特にございません。

高木委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、傍聴の方に3月の教育委員会定例会の開会予定についてお知らせいたします。

3月の教育委員会定例会の開会予定は、議事日程表の裏面に記載のとおりです。後ほどお読み取りください。

これをもちまして、教育委員会第7回定例会を閉じます。

午前11時10分閉会